

第五 平成元年郵政省告示第42号第3項に掲げる無線設備

一 一般事項

1 試験場所の環境

室内の温湿度は、J I S Z 8703による常温及び常湿の範囲内とする。ただし、試験機器が体内無線設備の場合は、22℃から38℃までの範囲とする。

2 電源電圧

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2) その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次の場合を除く。

ア 外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±1%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ 電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

ウ 体内無線設備であって、電池動作に限定される場合は、初期電圧のみで測定する。初期電圧及び終止電圧等は工事設計書にて確認する。

3 試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の3波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が3波以下の場合は、すべての周波数）で全試験項目を測定する。

4 予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。その他の場合は予熱時間はとらない。

5 アンテナ端子付き無線設備の場合

(1) 本試験方法の適用対象

本試験方法は内蔵又は付加装置により次に掲げる機能を実現できる機器に適用する。

ア 通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

イ 連続送信状態又は一定周期、かつ、同一バースト長の継続的バースト状態で送信する機能

ウ 試験周波数に設定して送信する機能

エ 標準符号化試験信号（ITU-T勧告O. 150による9段PN符号又は15段PN符号）による変調ができる機能

(2) その他

ア 体内無線設備

(ア) 試験機器の擬似負荷は、体内における空中線インピーダンスを模擬したものとし、特性インピーダンス50Ωの測定器に接続できるインピーダンス変換器等を使用すること。

(イ) 試験機器の空中線利得換算値（特性インピーダンス50Ωの測定器で測定した値を等価等方輻射電力に換算するための空中線利得をいう。以下同じ。）は工事設計書に記載されている値を用いる。

イ 体外無線制御設備

(ア) 試験機器の擬似負荷の特性インピーダンスは、50Ωとする。

(イ) 試験機器の空中線利得は、工事設計書に記載されている値を用いる。

6 アンテナ一体型無線設備の場合

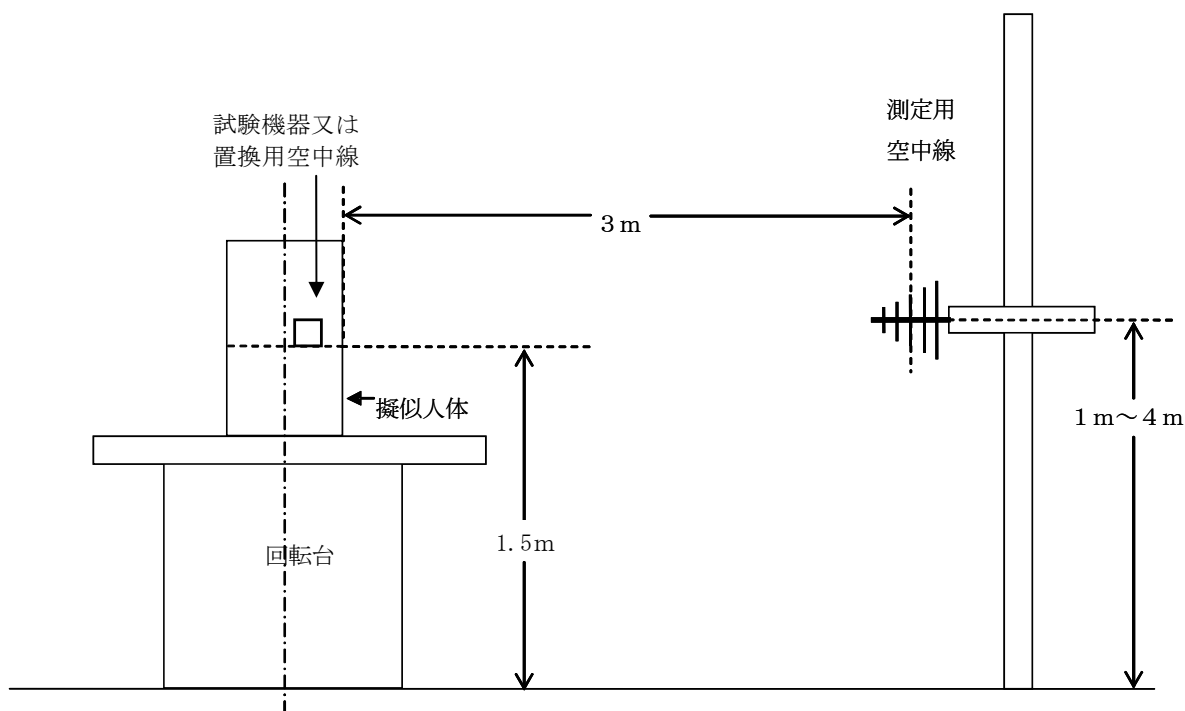
(1) 試験場所の条件等

ア 試験場所

5面反射波を抑圧した電波暗室とする。

イ 測定施設

測定施設は、次の図に準ずるものとする。



(ア) 置換用空中線は試験機器と同じ高さ（地上高1.5m）とし、回転台上に乗せる。試験機器は、ウのとおり擬似人体容器に設置し、その模擬人体容器を回転台に載せる。台の材質及び試験機器等の設置条件は、昭和63年郵政省告示第127号（著しく微弱な電波を発射する無線局の電界強度の測定方法を定める件）に準じ、試験機器及び置換用空中線の取付けについては、電波伝搬に影響のないように空中線の放射角の内側に回転台が入らないようにする。

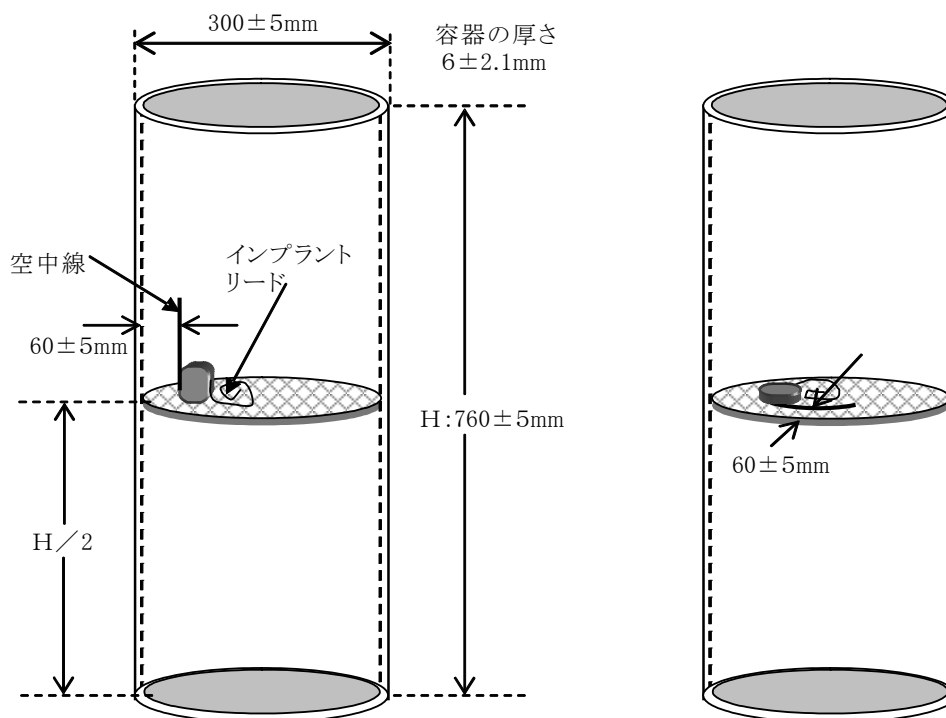
(イ) 測定用空中線の地上高は、1mから4mまでの間可変とする。

(ウ) 擬似人体容器中心を回転台の回転中心に設置し、試験機器を設置した擬似人体容器表面から測定用空中線までの距離は、3mとする。

(エ) 測定用空中線及び置換用空中線は、指向性のあるもので、広帯域特性を有し、かつ、試験機器の空中線と同一偏波のものとする。

(オ) 二の項及び三の項の測定において、試験機器の特性が変わらない場合は、試験機器を擬似人体容器内に設置せずに地上高1.5mの回転台に乗せ測定することができる。

ウ 擬似人体容器及び擬似人体容器への試験機器の設置



(ア) 空中線垂直設置の場合

(イ) 空中線水平設置の場合

- (ア) 擬似人体容器は、直径（外径） $300 \pm 5 \text{ mm}$ 、側面肉厚 $6 \pm 2.1 \text{ mm}$ 、高さ $(760 \pm 5 \text{ mm})$ の円筒形容器内に擬似人体用液剤を入れ、底面から高さの $1/2$ の位置にプラスチック格子を設けたものとする。
- (イ) 擬似人体容器は、試験機器上面（空中線を含む。）から液面までの距離が 100 mm を超える場合は、 100 mm 以上の距離を保つ範囲で高さを低くすることができる。
- (ウ) 試験機器（体内無線設備）は、このプラスチック格子の上に設置するものとし、空中線を垂直及び水平に設置する。
- (エ) 試験機器の空中線は、容器側面（内壁面）から $60 \pm 5 \text{ mm}$ の位置に設置し、インプラントリードはコイル状にし、空中線から離して設置する。
- (オ) 円筒形容器及びプラスチック格子は、アクリル樹脂製とする。ただし、電気的に同等である場合は他の材質を用いることができ、容器の側面肉厚は強度等に問題がある場合は 12 mm を超えない範囲で厚くすること。
- (カ) 円筒形容器内に満たす擬似人体用液剤は、人体を模擬した誘電率と導電率を有した液剤であること。この場合において、次表の筋肉を模した電気的特性を満たさなければならない。

	比誘電率の実数部	導電率 (S/m)
擬似人体用液剤の電気的特性例	62.5	0.9

- (キ) 試験に先立ち別表第七十九第一の三の項に準じて、測定に使用する擬似人体用液剤の電気的常数を測定し、測定結果とあわせて記載しておくこと。
- (2) 試験場所の環境
室内の温度は、 22°C から 38°C までの範囲とする。ただし、一の項 6(1)ウ(キ)、四の項、五の項及び六の項の測定を行っている間の室内の温度変化は、 $\pm 2^\circ\text{C}$ を超えない範囲とする。
- (3) 本試験方法の適用対象
本試験方法は、内蔵又は付加装置により次に掲げる機能が実現できる機器に適用する。
- ア 通信の相手方がない状態で電波を送信する機能
イ 連続送信状態又は一定周期、かつ、同一バースト長の継続的バースト状態で送信する機能
ウ 試験しようとする周波数を設定して送信する機能

エ 標準符号化試験信号（ITU-T勧告O. 150による9段PN符号又は15段PN符号）による変調ができる機能

(4) 試験機器の設置状態

ア 試験機器の空中線の設置状態は、(1)ウに示すとおり、垂直設置及び水平設置の両方の設置状態で測定する。

イ 設置状態は、写真で記録すること。

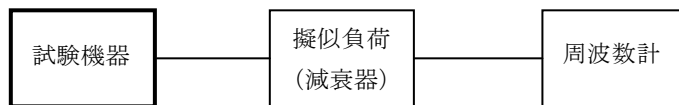
(5) その他

測定に必要な周波数帯域の空中線の絶対利得は工事設計書で確認する。

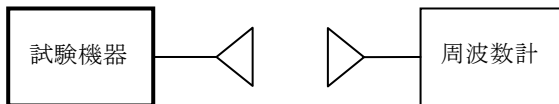
二 周波数の偏差（平成元年郵政省告示第42号「特定小電力無線局の用途、電源の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件」第3項に規定する体内植込型医療用データ伝送（以下「体内植込型医療用データ伝送」という。）用のみ）

1 測定系統図

(1) アンテナ端子付き



(2) アンテナ一体型



2 測定器の条件等

(1) 周波数計は、周波数カウンタ又はスペクトル分析器を使用する。

(2) 周波数計の測定精度は、設備規則に規定する許容値の1/10以下の精度とする。

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定して、無変調の連続送信状態とする。

(2) 無変調の連続送信状態にできない場合は、無変調波の継続的バースト送出とする。

(3) 変調を停止し、無変調にできない場合は、標準符号化試験信号で変調する。ただし、標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常使用状態に用いる変調符号にする。

4 測定操作手順

(1) 無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。

(2) バースト波の場合は、十分な周波数計の精度が得られる時間について測定し、その平均値を求め測定値とする。

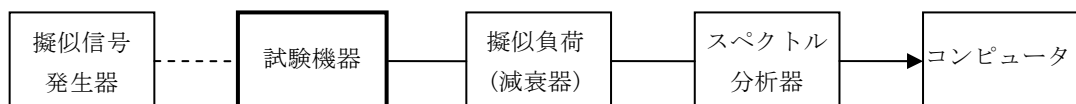
5 試験結果の記載方法

結果は、測定値に設備規則に規定する単位を付して記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で+又は-の符号を付けて記載する。

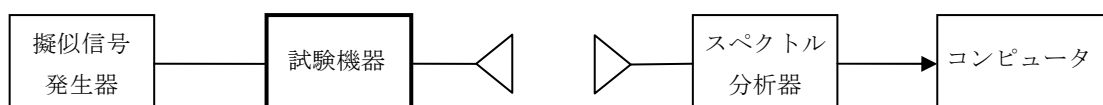
三 占有周波数帯幅及び最大輻射帯域幅

1 測定系統図

(1) アンテナ端子付き



(2) アンテナ一体型



2 測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数

試験周波数

掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の2倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の約3%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより十分高いこと
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3 試験機器の状態

試験周波数に設定し、標準符号化試験信号で変調する。ただし、標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常使用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号にする。

4 測定操作手順

(1) 周波数の偏差及び占有周波数帯幅

ア スペクトル分析器の設定を2のとおりとする。

イ 表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データ点のdB値を電力次元の真数に換算し、その電力総和を求め、「全電力値」として記憶させる。

ウ 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して、「下限周波数」として記憶する。

エ 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して、「上限周波数」として記憶する。

(2) 最大輻射帯域幅

(1)イにおいて電力最大点を求める。この値から20dB減衰した点の周波数を求め、その周波数のうち電力最大点の周波数より高い周波数の点を上限周波数とし、電力最大点の周波数より低い周波数の点を下限周波数とする。ただし、電力最大点から20dB減衰した点が複数測定される場合は、電力最大点から最も離れた値を用いる。

5 試験結果の記載方法

(1) 周波数の偏差（指定周波数帯）

ア 4(1)で求めた「上限周波数」及び「下限周波数」をMHzの単位で記載する。

イ アで求めた「上限周波数」及び「下限周波数」が設備規則に規定する許容値の周波数範囲内である場合は「良」、超える場合は「否」と記載する。

(2) 中心周波数

「上限周波数」と「下限周波数」を加えて2で割り、中心周波数としてMHz単位で記載する。

(3) 占有周波数帯幅は、4(1)で求めた「上限周波数」と「下限周波数」の差として求め、kHzの単位で記載する。

(4) 最大輻射帯域幅は、4(2)で求めた「上限周波数」と「下限周波数」の差として求め、kHzの単位で記載する。

6 その他

平成元年郵政省告示第42号第3項に規定する体内植込型医療用遠隔計測（以下「体内植込型医療用遠隔計測」という。）用の場合であって、搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルから十分高く設定できない場合は4(1)イからエまでに代えて、4(2)の方法で求めた値を用いることができる。

四 不要発射の強度

別表第一の測定方法による。この場合において、求められた不要発射測定値から、次式により等価等方輻射電力 P_o を算出し、不要発射の強度とする。

(1) 体外無線制御設備の場合

$$P_o = P_p + G_T - L_F$$

P_p : スペクトル分析器による不要発射測定値 (dBm)

G_T : 不要発射周波数における送信空中線絶対利得 (dBi)

L_F : 不要発射周波数における給電線等の損失 (dB)

(2) 体内無線設備の場合

$$P_O = P_P + G_{TI}$$

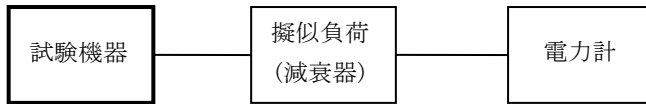
P_P : スペクトル分析器による不要発射測定値 (dBm)

G_{TI} : 不要発射周波数における空中線利得換算値 (dB)

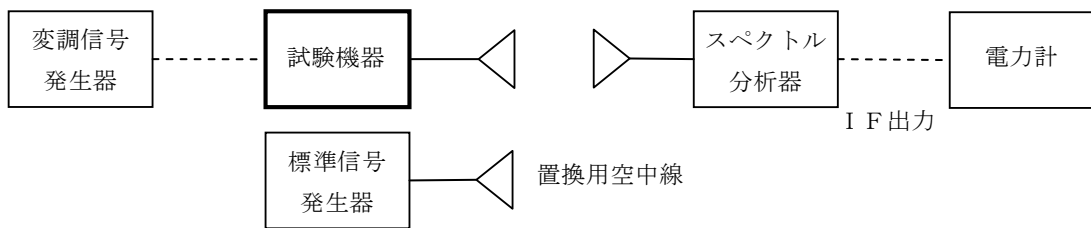
五 空中線電力の偏差

1 測定系統図

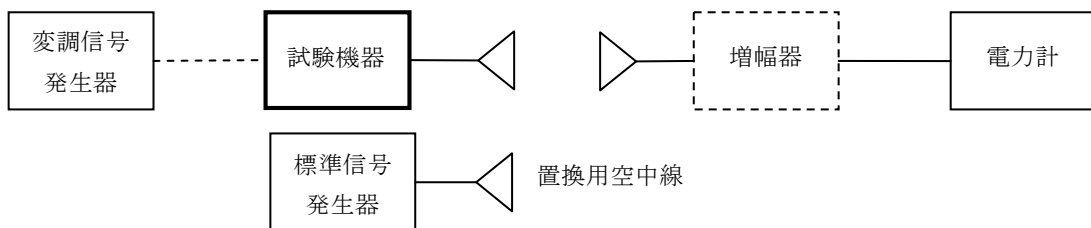
(1) アンテナ端子付き



(2) アンテナ一体型 (スペクトル分析器を用いる電力測定の場合)



(3) アンテナ一体型 (電力計を用いる電力測定の場合)



2 測定器の条件等

(1) アンテナ端子付き

ア 電力計で測定する場合は、平均電力で規定されている電波型式の測定は平均電力計、尖頭電力で規定されている電波型式の測定は尖頭電力計を用いる。

イ 平均電力計は、熱電対若しくはサーミスタによる熱電変換型のもの又はこれらと同等の性能を有するものとする。

ウ 尖頭電力計のかわりに、スペクトル分析器を使用することができる。この場合においてその設定は、次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の2倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍以上
Y軸スケール	10dB/Div
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

エ バースト周期が長時間になる場合の平均電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍以上
掃引モード	単掃引

検波モード サンプル

(2) アンテナ一体型

ア 電力計で測定する場合は、平均電力で規定されている電波型式の測定は平均電力計、尖頭電力で規定されている電波型式の測定は尖頭電力計を用いる。

イ スペクトル分析器の I F 出力に電力計を接続する。

ウ 空中線電力が尖頭電力で規定される電波型式の場合であって、尖頭電力を測定するときのスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の 2 倍から 3.5 倍程度まで
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍以上
Y 軸スケール	10dB/Div
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

エ 空中線電力が平均電力で規定される電波型式の場合であって、探索された周波数での平均電力を測定するときのスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
掃引モード	連続掃引

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定して、無変調の連続送信状態とする。

(2) 無変調の連続送信状態にできない場合は、無変調波の継続的バースト送出とする。

(3) 変調を停止し、無変調にできない場合は、標準符号化試験信号で変調する。ただし、標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常使用状態に用いる変調符号にする。

4 測定操作手順

(1) アンテナ端子付き

ア 電力計の零点調整を行う。

イ 試験機器を送信状態にして、平均電力又は尖頭電力を測定する。

ウ 平均電力を測定する場合は、平均電力計の値を測定する。この場合において、バースト波の場合はバースト時間率を一定にして送信し、繰り返しバースト波電力を十分長い時間にわたり平均電力計で測定する。

エ 平均電力は、次のとおりとする。

(ア) 連続波の場合 ウで求めた値

(イ) バースト波の場合 ウで求めた値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

オ 平均電力測定において、バースト周期が長時間になる場合は、スペクトル分析器を 2(1)エの設定において、バースト内平均電力を測定する。測定値がバーストごとに変動する場合は、数回測定しバースト内平均電力が最大となる値を測定値とする。

カ 尖頭電力は、尖頭電力計の値を測定値とする。尖頭電力の測定にスペクトル分析器を用いる場合は、2(1)ウの設定とし、尖頭電力を測定する。

キ 求めた平均電力又は尖頭電力を用いて次式で等価等方輻射電力 P_O を算出した値を空中線電力とする。

(ア) 体外無線制御設備の場合

$$P_O = P_P + G_T - L_F$$

P_P : 平均電力又は尖頭電力の測定値 (dBm)

G_T : 搬送波周波数における送信空中線絶対利得 (dBi)

L_F : 搬送波周波数における給電線等の損失 (dB)

(イ) 体内無線設備の場合

$$P_O = P_P + G_{TI}$$

P_P : 平均電力又は尖頭電力の測定値 (dBm)

G_{TI} : 搬送波周波数における空中線利得換算値 (dB)

(2) アンテナ一体型

ア 測定空中線を垂直偏波とし、試験機器及び測定用空中線の高さと同方向をおおよそ対向させ、スペクトル分析器又は電力計で受信する。

イ 試験機器を回転させて受信電力最大方向に調整する。

ウ 測定用空中線の地上高を 1 m から 4 m 程度までの間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、電力が最大となる位置を探す。

尖頭電力の場合は、スペクトル分析器の設定を 2(2)ウとし、スペクトル分析器の表示を「E」とする。平均電力の場合は、スペクトル分析器の設定を 2(2)エとし、I F 出力端に接続された電力計の指示値を「E」とする。

エ 試験機器を台上から外し、置換用空中線の位置を試験機器の空中線の位置と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から試験機器と同一周波数の電波を出し、スペクトル分析器又は電力計で受信する。この場合において、置換用空中線の偏波面は、測定用空中線の偏波面と同じにする。

オ 置換用空中線を回転させ、電力最大方向に調整する。

カ 測定用空中線の地上高を 1 m から 4 m 程度までの間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、電力が最大となる位置を探す。

尖頭電力を測定する場合は、スペクトル分析器の設定を 2(2)ウとし、スペクトル分析器の表示を「E」とする。平均電力の場合は、この点でのスペクトル分析器の設定を 2(2)エとし、I F 出力端に接続された電力計の指示値を「E」とする。

キ 標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力 P_S を記録するか、又は「E」に近い値 (± 1 dB以内) として、「E」との差から換算して P_S を記録する。

ク 空中線電力 (等価等方輻射電力) を、次式により求める。

$$P_O = P_S + G_S - L_F$$

P_S : 標準信号発生器の出力 (dBm)

G_S : 置換用空中線の絶対利得 (dBi)

L_F : 標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失 (dB)

ケ 空中線電力は、次のとおりとする。

A 連続波の場合 クで求めた値

B バースト波の場合 クで求めた値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

コ 測定用空中線を水平偏波とし、アからケまでの手順を繰り返し、その最大値を測定結果とする。

5 試験結果の記載方法

結果は、空中線電力の絶対値を μ W 単位に換算して記載するとともに、工事設計書に記載する空中線電力の値に対する偏差を + 又は - の符号をつけて % 単位で記載する。

6 その他

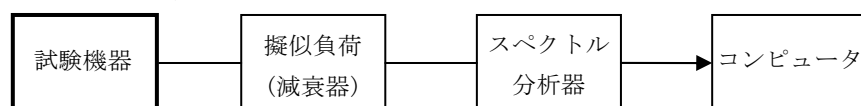
(1) 試験機器の空中線が円偏波の場合は、直線偏波の空中線で測定したときは、水平及び垂直成分の電力和とする。

(2) スペクトル分析器の検波モードが、電力の真値 (RMS) を表示するスペクトル分析器の場合は、I F 出力端に接続した電力計を用いる代わりに、スペクトル分析器の結果を測定値とすることができる。

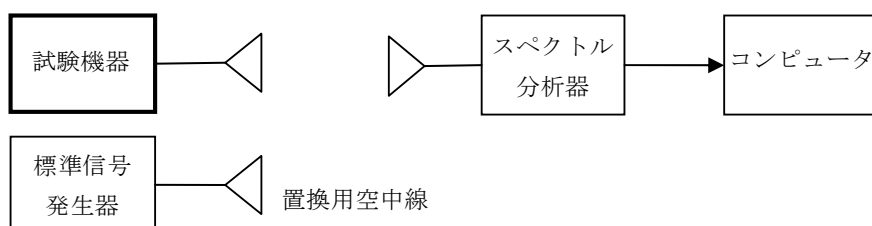
六 副次的に発する電波等の限度

1 測定系統図

(1) アンテナ端子付き



(2) アンテナ一体型



2 測定器の条件等

(1) 擬似負荷（減衰器）の減衰量は、20dB以下とする。

(2) 副次的に発する電波の限度（以下この表において「副次発射」という。）測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	30MHz以上1,000MHz以下では100kHz、1,000MHz超えでは1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
掃引モード	単掃引（ただし、アンテナ一体型は連続掃引とする。）
検波モード	サンプル

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数を連続受信状態とする。

(2) アンテナ一体型の場合の測定用空中線の偏波面は、試験機器の使用状態と同様にする。

4 測定操作手順

スペクトル分析器で30MHzから3,000MHzまでを掃引し、副次発射を測定する。この場合において、求められた副次発射測定値から、次式により等価等方輻射電力 P_O を算出し、副次発射の強度とする。

(1) 体外無線制御設備の場合

$$P_O = P_P + G_R - L_F$$

P_P ：スペクトル分析器による副次発射測定値（dBm）

G_R ：副次発射周波数における受信空中線絶対利得（dBi）

L_F ：副次発射周波数における給電線等の損失（dB）

(2) 体内無線設備の場合

$$P_O = P_P + G_{RI}$$

P_P ：スペクトル分析器による副次発射測定値（dBm）

G_{RI} ：副次発射周波数における空中線利得換算値（dB）

5 試験結果の記載方法

(1) アンテナ一体型の場合は、4で求めた副次発射の電力をnW又はpW単位に換算する。

(2) (1)の換算した値が設備規則に規定する許容値の1/10以下の場合、最大の1波の副次発射について、その周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

(3) (1)の換算した値が設備規則に規定する許容値の1/10を超える場合はすべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

6 その他

(1) 単向通信方式の無線設備等であって受信装置を有しない場合は、副次発射の測定は行わない。

(2) アンテナ端子付き

ア スペクトル分析器の感度が足りない場合は、ローノイズアンプ等を使用することができ

る。

イ 試験機器の設定を連続受信状態にできない場合は、間欠受信状態とすることができる。ただし、2(2)において掃引モードを連続掃引、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで測定し、許容値を超える場合は掃引周波数幅を狭くして副次発射周波数を正確に求める。次に2(2)において掃引周波数幅を10MHz程度とし、掃引モードを連続掃引、表示モードをマックスホールドとして測定する。この値を用いて4(1)の式で等価等方輻射電力 P_0 を算出して測定値とする。

(3) アンテナ一体型

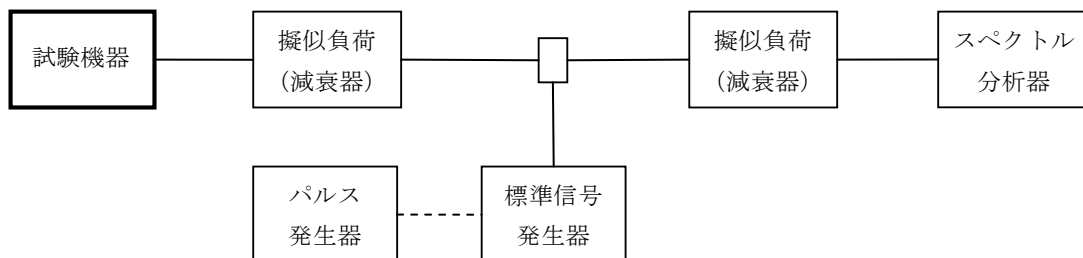
ア 副次発射の探索をする場合の掃引周波数幅は、必要に応じその周波数幅を限定することができる。

イ 試験機器空中線が円偏波の場合で、直線偏波の空中線で測定したときは、水平及び垂直成分の電力和を副次発射の強度とする。

ウ 試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を、少なくとも1サンプル当たり1周期以上とする。

七 キャリアセンス機能（体内植込型医療用データ伝送用のみ）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。

搬送波周波数	試験機器の送信周波数
変調	必要に応じてパルス発生器を用いて、標準信号発生器から、送信周波数の中心周波数において、無変調信号を繰り返し周波数100Hz、パルス幅0.1ms、休止時間が9.9msであるような変調波形を出力する。
出力レベル	試験機器の空中線給電点において、次式により算出される規定の電力となるように設定する。

$$\text{規定の電力 (dBm)} = 10 \log B - 150 + G \quad (\text{dBm})$$

B：最大輻射帯域幅（三の項で求めた最大輻射帯域幅の値）（Hz）

ただし、組み合わせて使用する体内無線設備が特定できる場合であって、体内無線設備の最大輻射帯域幅が体外無線制御設備の最大輻射帯域幅より大きい場合は、工事設計書に記載されている体内無線設備の最大輻射帯域幅の値を用いることができる。

G：受信空中線絶対利得（dBi）

(2) スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	403.5MHz
掃引周波数幅	4MHz
分解能帯域幅	100kHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
トリガ条件	フリーラン
掃引モード	連続掃引

検波モード

ポジティブピーク

3 試験機器の状態

試験周波数で、受信状態から電波を発射する状態にする。

4 測定操作手順

- (1) 標準信号発生器の出力をオフの状態、試験機器を送信動作状態にし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。
- (2) 試験機器を受信状態にする。
- (3) 標準信号発生器の出力をオンの状態で、試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で試験機器の送信周波数において電波を発射しないことを確認する。

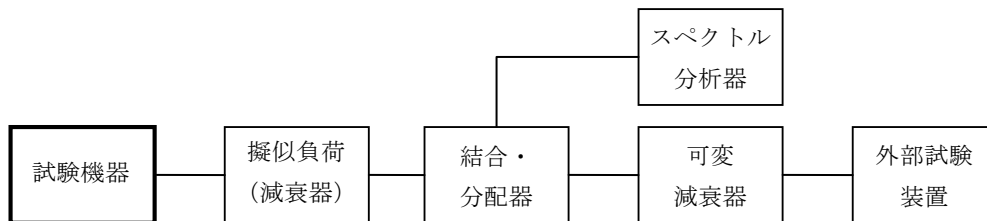
5 試験結果の記載方法

「良」又は「否」で記載する。

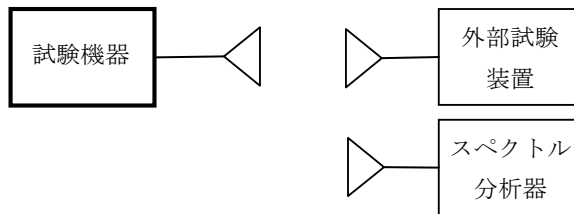
八 通信中断による送信停止機能（体内植込型医療用データ伝送用のみ）

1 測定系統図

(1) アンテナ端子付き



(2) アンテナ一体型



2 測定器の条件等

(1) スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz程度（チャンネル間隔が狭く周波数の識別が困難な場合は、分解能帯域幅を狭くすることができる。）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	10秒程度
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

(2) 外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、試験機器と通信可能な対向機で代用することができる。

3 試験機器の状態

試験周波数に設定して、外部試験装置との間で回線接続状態とする。

4 測定操作手順

- (1) 外部試験装置との間で回線接続状態で電波を発射していることをスペクトル分析器で確認する。
- (2) 可変減衰器の減衰量を大きくするか、又は外部試験装置の送信を停止し、通信を断とする。
- (3) スペクトル分析器で、通信断から5秒以内に試験機器の送信が停止されることを確認する。

5 試験結果の記載方法

「良」又は「否」で記載する。

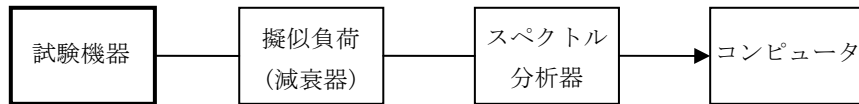
6 その他

2(1)の設定において、送信停止の確認が困難な場合は、掃引時間を短くして確認する、又はビデオトリガ機能等を用いて確認すること。

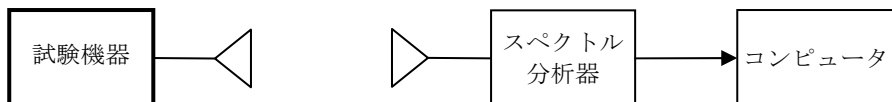
九 送信時間制限装置（体内植込型医療用遠隔計測用のみ）

1 測定系統図

(1) アンテナ端子付き



(2) アンテナ一体型



2 測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
送信周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	送信時間測定時では0.5 s 程度、送信休止時間測定時600 s 程度
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 試験機器の状態

試験周波数に設定して、送信時間が最長及び送信回数が最大（送信休止時間が最小）になるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) 電波を発射していることをスペクトル分析器で確認する。
- (2) スペクトル分析器のビデオトリガ機能等を使用して1回の送信継続時間を測定する。
- (3) スペクトル分析器のビデオトリガ機能等を使用して1回の送信休止時間を測定する。
- (4) 1時間当たりの送信回数を測定する。この場合において、送信休止時間が変動しないことが証明される場合は、次式により求めた値を使用することができる。

$$1 \text{ 時間当たりの回数} = (3600 \text{ s} / (\text{送信時間 (s)} + \text{送信休止時間 (s)}))$$

- (5) 任意の1時間当たりに発射された送信時間を積算して、1時間当たりの送信時間の総和とする。

5 試験結果の記載方法

送信時間及び1時間当たりの送信回数について測定値及び「良」及び「否」で記載する。

6 その他

- (1) 1時間当たりの送信回数は、電波が発射していることをスペクトル分析器で確認する。この場合において、スペクトル分析器のサンプル点数が時間分解能に対し、十分でない場合にはスペクトル分析器の検波モードをポジティブピークとし、測定する。
- (2) 送信休止時間がスペクトル分析器の最大掃引時間以上であって、ビデオトリガ機能が確実に動作し、全ての送信信号を欠測するおそれがない場合は、4(3)及び(4)の送信休止時間の測定を省略することができる。